

会 議 録

審 議 会 名	杉戸町情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年10月25日（火）午後1時30分から3時30分
開 催 場 所	杉戸町役場本庁舎2階委員会室
会 議 の 議 題	<p>議事</p> <p>(1) 杉戸町個人情報保護法施行条例の制定について</p> <p>(2) 杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について</p> <p>(3) 議会映像配信システムの導入について</p> <p>(4) 保育業務支援システムの導入について</p> <p>報告</p> <p>(1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>(2) 杉戸町個人情報保護条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用について</p>
公開・非公開の別	<p>公開・非公開（公開の場合傍聴者数 2人）</p> <hr/> <p>（非公開の場合理由）</p>
出席委員氏名	<p>・満木 祐子 ・須田 恒男 ・森田 弘 ・大橋 登喜夫</p> <p>・佐瀬 力 ・佐藤 敏行 ・吉倉 信広</p>
審 議 の 概 要	別紙のとおり

杉戸町情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から3時30分
- 2 場 所 杉戸町役場本庁舎2階委員会室
- 3 出席者 ・満木委員 ・須田委員 ・森田委員 ・大橋委員 ・佐瀬委員
・佐藤委員 ・吉倉委員
- 4 傍聴人 2人
- 5 概 要
 - (1) 開会
 - (2) 町長あいさつ
 - (3) 自己紹介
 - (4) 会長及び副会長の選出
満木会長、須田副会長(委員の互選により)
 - (5) 会長あいさつ
 - (6) 会議録署名人指名
須田委員、吉倉委員
 - (7) 議事
 - (8) 報告
 - (9) 閉会

6 議 事

- (1) 杉戸町個人情報保護法施行条例の制定について

<総務課の説明>

それでは、資料1-1をご覧ください。

今回、諮問させていただきました、「杉戸町個人情報保護法施行条例」につきましては、資料の冒頭にありますとおり、個人情報保護制度の制度改正に伴いまして、新たに条例を制定することにつきまして、審議会の意見を伺うものであります。

はじめに、大きな「1番目」の「個人情報保護制度の制度改正」について、ご説明申し上げます。

まず、1の「制度改正の背景・経緯等」ですが、社会全体のデジタル化が進む中で、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化、国際的制度調和

を目的として、「個人情報の保護に関する法律」を含む多くの法律が改正等されたことによるものでございます。

杉戸町を含む、地方公共団体の個人情報保護制度は、「一旦リセット」され、これまでの個人情報保護条例を廃止して、国や他の地方公共団体と同じ規律、法律で統一されるというものです。

そのため、2の「個人情報保護法の改正骨子」の(1)「法体系の一本化」にありますとおり、現行の民間事業者を対象としている「個人情報保護法」、国の機関を対象としている「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、さらに独立行政法人等、これは、国から独立した機関で、具体的には、国民生活センター、国立美術館などですが、これらを対象としている「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」と全国1800近くあります地方公共団体で、内容がそれぞれ異なる条例を、改正後は、新たな個人情報保護法に一本化されることとなります。

これにより、(2)にありますとおり、全国共通のルール化が図られ、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定しました。これにより、町も運用していくこととなります。

次に、(3)の「個人情報保護法を施行するための条例整備」が、地方公共団体に求められました。

今までは、各地方公共団体が、個人情報保護制度を独自に条例で定めていましたが、今回の制度改正に伴い、現行の条例を廃止し、新たに、法律を施行するための条例の制定が必要となりましたので、法律により、定めることが許された部分について、条例に規定することとなったものです。

次に、(4)の個人情報保護委員会ですが、独立した国の機関である「個人情報保護委員会」による一元的な監督・監視体制下となり、状況により、「報告徴収」「立入検査」「指導・助言」「勧告・命令」を受けることとなります。

続きまして、1ページの一番下、3の「個人情報保護法の改正概要」についてであります。が、(1)から2ページの(5)までと(7)につきましては、この後の条文の説明で触れさせていただきます。

2ページの(6)の匿名加工情報提供制度の導入についてであります。が、地方公共団体が、保有する個人情報ファイルについて、個人を識別することができないように加工して、利用を希望する民間事業者を募集し、提供する制度が導入されました。ただし、この制度は、当分の間、都道府県及び指定都市に適用され、他の地方公共団体の実施は任意とされました。

この制度は、いわゆる「ビッグデータ」を匿名化し、外部提供できる仕組みです。

民間事業者からのニーズがあれば、対応するものとなりますが、実際の「ビッグデータ」のニーズは、国レベルといわれており、小さな地方公共団体では、影響はないものと思われます。

次に、(8)の、施行期日ですが、令和5年4月1日となっております。法律が制定されておりますので、杉戸町を含めたすべての地方公共団体は、今年度中の条例整備が求められているものとなります。

続きまして、4の「地方公共団体における対応」についてであります。

(1)の条例の整備についてであります。先ほどご説明しましたとおり、現在の条例を廃止し、新規の条例を定めるわけですが、新規の条例を定めるにあたりましては、2ページの下から2行目にあります、「条例で定めることが法律上必要な事項」、3ページになりますが「条例で定めることが法律上許容されている事項」「条例で定めることが法律上許容されない事項」「国と同様の規律が適用されることとなる事項」となり、これらに基づき、町の状況を鑑み、条例案を策定することになります。

今回の条例制定以外に地方公共団体に求められたものとして、(2)の「個人情報ファイル簿」がありますが、これは個人情報保護法において、1,000人以上の「個人情報ファイル」を取り扱う場合、国と同様に「個人情報ファイル簿」の作成、公表が義務付けられたものです。

町で想定しているものは、多くの個人情報が含まれた税情報などのデータベースとなりますが、このような多くの情報が含まれた個人情報については、漏えい事故が起きた場合に多大な影響があることから、国と同様に「個人情報ファイル簿」を作成し、適正に取り扱っていくことが定められました。

次に、(3)の安全管理措置については、この後説明をさせていただきます。

次に、(4)の地方議会の条例についてですが、新たな個人情報保護法では、地方議会が適用除外とされたことから、今回のこの条例の適用を受けないこととなります。

そのため、この後の諮問事項において、改めて杉戸町議会に係る条例についてご審議をお願いすることになりますので、内容につきましては、そちらで説明をさせていただきます。

続きまして、4ページ以降の「杉戸町における対応」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1の「条例の整備」でございますが、現在の杉戸町個人情報保護条例を廃止し、法律上必要な事項と杉戸町の状況を鑑み必要な事項を規定するため、新たに杉戸町個人情報保護法施行条例を制定いたします。

法施行条例は、「制定事項」として、全部で7条からなる本則と、施行日

等を規定する附則から構成されます。

以下、(3)の「法施行条例(案)及び規定理由等」について、第1条から順にご説明いたします。

まず、第1条ですが、法施行条例の「趣旨」を明確にするため、規定するものです。

次に、第2条ですが、法施行条例で使用する用語を明確にするため、定義を規定するものです。第2項の「実施機関」については、改正法により適用除外とされる「議会」を除き、現行条例の「実施機関」を引き継いで規定いたします。

5ページをご覧ください。

次に、第3条ですが、現行条例により運用している「個人情報の保有等の登録」を、引き継いで規定するものです。

「個人情報の保有等の登録」とは、個人情報の保有等を開始するときに、あらかじめ個人情報の保有等の内容を町長に届け出る制度です。

改正法に基づき、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられることとなりますが、「個人情報ファイル簿」は主として今回の制度改正の目的である「データ流通」に資するものであり、「個人情報の保有等の登録」は主として個人情報保護に資するものと考えられるため、制度改正後においても、現在の運用を継続するものです。

次に、第4条ですが、開示請求に係る手数料等について、規定するものです。開示手数料については、現行条例を引き継いで「無料」といたします。

また、第2項の保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用(これらの実費)についても、現行条例を引き継いで開示請求者の負担とし、当該費用の減免についても、現行条例を引き継いだ規定とするものです。

6ページをご覧ください。

次に、第5条ですが、審議会への諮問について、規定するものです。

現行条例では、個別具体的な事項を審議会への諮問事項として規定しているのに対し、改正法では、「条例で定めるところにより、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合と認めるとき」は、審議会に諮問することができるかとされております。

制度改正後は、改正法による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する国の「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となります。

そのため、審議会の意見を聴く案件は大きく減少すると考えられるところですが、制度改正後においても、適正な個人情報保護の取扱いを行うため、

審議会の意見を聴く必要があることから、引き続き「審議会への諮問」について、規定するものです。

次に、第6条ですが、運用状況の公表について、規定するものです。

現在、毎年1回前年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を公表しており、改正後においても個人情報保護制度の運用状況を公表するため、現行条例の「運用状況の公表」を引き継いで規定するものです。

次に、第7条ですが、法施行条例の実施に必要な事項について、規則に委任することを規定するものです。

7ページをご覧ください。

法施行条例制定後、第7条の規定を受けまして、次の2つの規則を制定する予定です。

1つ目の杉戸町個人情報保護法施行細則ですが、主な規定事項としては、法施行条例を受けて、その詳細について規定するものです。

なお、主な規定事項の2つ目でございます「目的外利用・外部提供記録簿の届出に関する事項」については、現行条例において、個人情報を目的外利用・外部提供した際に、内部管理として運用しているもので、改正後においては、規則に引き継いで規定するものです。

2つ目の杉戸町個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則ですが、個人情報保護制度の施行のために必要な文書の様式を規定するものです。

続きまして、附則でございます。

附則第1条ですが、法施行条例の施行期日を規定するもので、令和5年4月1日から施行いたします。

次に、附則第2条ですが、現行の杉戸町個人情報保護条例の廃止を規定するものです。

次に、8ページの附則第3条第1項から9ページの附則第4条までですが、現行条例における「従事者の義務」や「罰則」等について、経過措置を規定するものです。

10ページをご覧ください。

次に、附則第5条から附則第9条ですが、個人情報保護制度の制度改正に伴い、関係条例を整理するもので、主に文言の整理であります。

法施行条例（案）の規定理由等は、以上です。

11ページをご覧ください。

続きまして、2の「安全管理措置」です。

改正法においては、地方公共団体は個人情報の漏えい等防止のために必要な安全管理措置を講ずることが義務付けられたため、法施行に合わせて個人情報の安全管理措置基準を策定し、適切な安全管理措置を講じていくことと

されております。

本町においては、国が個人情報の安全管理のために必要な措置として指針で示した次の12の事項について、そのほとんどを「杉戸町保有個人情報安全管理規程」及び「杉戸町情報セキュリティポリシー」で規定し、安全管理措置を講じております。

そのため、今後、制度改正までに、適宜、国の指針に合わせた調整を行う予定でございます。

続きまして、3の「その他主な変更内容」についてです。

1つ目の「個人情報」の定義ですが、改正法では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる」場合は、当該情報を個人情報に該当するとしております。これを「容易照合性」と呼んでおります。

現行条例においては、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」としており、容易照合性を要件としておりません。

12ページをご覧ください。

国のガイドラインでは、「他の情報と容易に照合することができる」とは、「行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照会が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。」とされております。

制度改正による容易照合性への変更に伴う「差分」に該当する情報として、匿名加工情報等が想定されますが、個人情報の識別行為禁止義務や安全管理措置義務等により、権利保護の水準は低下しないと考えられており、実質的な影響は生じないとされております。

次に、2つ目の「開示決定、訂正決定及び利用停止決定等の期限」ですが、開示決定等の期限については、次のとおり変更となります。

現行において、「請求を受理した日から起算して15日以内」としているところ、改正後においては、「請求があった日から30日以内」となり、改正法に基づく期限に変更となります。

開示決定等の期限については、条例で定めることが法律上許容されている事項であるため、期限を短縮することも可能であります。

また、情報公開請求の開示決定等の期限が「請求を受理した日から起算して15日以内」とされていることから、情報公開制度との均衡を図ることも考慮されるところです。

しかし、現行制度においては、本町限りで開示請求等の決定をしているところ、制度改正後においては、改正法による全国的な共通ルールの下、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する国の「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となるため、本町での検討期間に加え、国からの助言を得るまでの期間を考慮する必要があります。

また、次のページの「(3) 開示決定等の期限の延長」に記載のとおり、開示決定等の期限の延長については、現行が「期間を延長できる旨の規定のみで具体的な期限の明示がない」ところ、改正後は「30日以内」となるため、延長可能期間が短縮されることとなります。

以上のことから、開示決定等の期限については、改正法に基づく期限とするものです。

なお、情報公開制度との均衡を図るため、可能な限り「請求を受理した日から起算して15日以内」に開示決定等を行うことを運用上の努力義務とする予定であります。

続きまして、4の「今後のスケジュール（予定）」についてです。

本日ご審議をいただき、答申をいただいた後に、11月に開会いたします議会12月定例会へ条例案を提出いたします。

議会の議決を得た後に、国の個人情報保護委員会に条例の届出を行います。

今年度中に規則等の関係例規を整備、職員・住民への周知を行い、令和5年4月1日から改正法、法施行条例及び関係例規が施行され、制度改正となります。

資料1-1については、以上でございます。

続きまして、資料1-2から資料1-4までについてですが、参考資料としてお付けしておりますので、詳細な説明は省略させていただき、資料の趣旨等について、ご説明いたします。

まず、資料1-2ですが、ただいまご説明した法施行条例（案）について、規程形式に1つにまとめたものです。

法施行条例（案）の全ての規定内容を、こちらでご確認いただけるようになっております。

次に、資料1-3ですが、法施行条例（案）、現行条例、個人情報保護法の相当規定について、新旧対照表としてまとめたものです。

それぞれゴシック体となっている箇所が、制度改正後の規定内容となります。

次に、資料1-4ですが、令和4年10月1日現在の個人情報保護法となります。

以上で、杉戸町個人情報保護法施行条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

資料の1-1、3ページの中段「国と同様の規律が適用されることとなる事項」の中に、罰則に関する規定が入っています。罰則は国で定めているため、あらためて杉戸町で罰則を規定する必要がないのではないかと考えていたのですが、附則第3条第5項及び第6項に罰則が規定されているように思いますが、これは、違和感がないものなのでしょうか。

<総務課>

ご指摘いただきました附則第3条第5項及び第6項の罰則につきましては、現行の個人情報保護条例を廃止して新しい条例を制定することにあたって、現行の条例のときに起きた事案についての罰則をどうするのか、といったところの経過措置ということで残しているもので、これにより何らかの罰則が適用になるように規定しているものでございます。

<委員>

資料1-1、6ページの「審議会への諮問」なんですけれども、法により制度がまとめられるため、諮問は「専門的な事項のみ」ということになったみたいですが、今後実質的に審議会に諮問される事項は、まさに専門的な事項だけに限定されてしまうのか、それとも幅広く審議・諮問がなされるのか、そのへんはどういう感触なのでしょうか。

<総務課>

審議会につきましては、毎年度、この時期に開催させていただいているところでございますが、今後につきましては、ご指摘がありましたとおり、かなり諮問事項が絞られることとなりますので、諮問事項が発生した段階で、会議を開催させていただきたいと考えております。

また、こういった場合に会議を開催するのかですが、規定にありますとおり、条例の改廃を伴うような大きな制度改正や、個人情報の内部の取扱い等に変更があった場合について、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えており

ます。ですので、今後の審議会の開催につきましては、不定期になるものと考えております。

<委員>

資料1-2の新旧対照表を拝見し、改正個人情報保護法を無視することなく、個人情報保護法施行条例（案）ができているものと思われまので、こちらでよろしいかと思えます。

<委員>

質問みたいになりますが、資料の1-1、2ページの「(6) 匿名加工情報提供制度の導入」についてですが、説明いただいた中で、「民間事業者の希望があれば提供する」というふうに聞こえたのですが、杉戸町は導入するということによろしいのでしょうか。それともしないのでしょうか。「他の地方公共団体は任意とされている」とありますが。

<総務課>

本制度は、当分の間、都道府県及び指定都市に適用され、他の地方公共団体の実施は任意とされているということで、当町においては、今の時点では、制度改正当初から導入しない、というふうに考えております。

<会長>

他に何かございませんか。よろしいですか。

これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、特にこういう意見を付したほうが良いというような意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(2) 杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

<議会事務局の説明>

それでは、資料2をご覧ください。

1ページから2ページに記載してございます、杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例制定の概要について、ご説明申し上げます。

今回、諮問させていただきました、「杉戸町議会の個人情報の保護に関す

る条例」につきましては、資料2の冒頭にありますとおり、個人情報保護制度の制度改正に伴いまして、新たに条例を制定することにつきまして、審議会の意見を伺うものであります。

まず、1.「条例制定の経緯」ですが、先ほど総務課の説明にありましたとおり、新個人情報保護法において地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に新制度の適用の対象から除外されています。

一方で、議会においても条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれています。

そのため、杉戸町議会における事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものでございます。

次に、2.「条例制定の基本方針」ですが、杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定にあたっては、①全国町村議会議長会をはじめ三議長会が作成した「条例（例）」をベースとしつつ、②町執行部が制定する杉戸町個人情報保護法施行条例等との整合性を図ることとしております。

次に、3. 議長会から提供された「条例（例）の基本的考え方」ですが、2ページ上段の「条例（例）の作成の基本的考え方」の図にありますとおり、新個人情報保護法が直接適用される執行部側と、適用されない議会側とで、個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため、条例（例）は、改正法との整合性を勘案し、基本的には改正法の「第5章行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成されております。杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例もこの条文構成をベースとしています。

次に、2ページの、4.「議会で取り扱う個人情報」の例としては、請願・陳情者の氏名等や、傍聴人受付票など議会が取得した個人情報、退職議員を含む議員の経歴などの情報のほか、議会映像配信の実施に伴う、傍聴者の映像及び音声データなどが考えられます。

次に、5.「今後のスケジュール（予定）」についてです。

本日、本審議会においてご審議をいただき、令和5年1月中にパブリックコメントを実施します。

同時に、1月から2月にかけて検察庁協議を行います。

その後、2月に開会いたします議会3月定例会へ条例案を提出いたします。

あわせて、今年度中に規程等の関係例規の整備、職員・住民への周知を行い、令和5年4月1日の改正法、執行部の法施行条例等と合わせ、本条例及び本条例施行規程の施行を予定しております。

続きまして、ご説明申し上げました杉戸町議会の個人情報の保護に関する

条例制定の概要に基づきました、3ページ以降の「杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、6.「杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」のうち、(1) 制定事項でございます。

先ほどご説明の、2ページ上段の「条例（例）作成の基本的考え方」の図にありますとおり、改正法の「第5章行政機関等の義務等」の各条及び雑則・罰則の規定に対応する条文の構成となっております。

次に、(2)「本条例（案）の規定理由等」について、逐条的にご説明いたします。

なお、以下の規定理由等においては、改正法により新たに設けられた項目や、町執行部の制定する杉戸町個人情報保護法施行条例との整合性を図る必要がある事項等に限り記載しています。

まず、第1条ですが、本条例の「目的」を明確にするため規定するものです。改正法及び法施行条例において、議会が適用除外とされることを受け、本条例において議会における個人情報保護を規律することを明らかにしています。

次に、4ページの第2条ですが、本条例で使用する用語を明確にするため、定義を規定するものです。

第1項本文においては、改正法と同様に、「個人情報」に死者に関する情報が含まれないことを明文化しています。

また、第1項第1号では、改正法と同様に、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる」場合は、当該情報を個人情報に該当するとして、容易照合性について規定しています。

また、第4項では、議会における個人情報は、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、議員が作成・取得した情報は個人情報に当たらないことを規定しています。

次に、第15条では、改正法で規定される仮名加工情報について、議会が自ら仮名加工情報を作成することは想定できませんが、第三者が作成した仮名加工情報を取得するケースは考えられるため、その取扱いについて規定しています。

次に、第16条では、改正法で規定される匿名加工情報について、前条の仮名加工情報と同様、議会が自ら匿名加工情報を作成することは想定できませんが、第三者が作成した匿名加工情報を取得するケースは考えられるため、その取扱いについて規定しています。

なお、都道府県及び指定都市において適用される「匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）」については、町執行部同様、議会の条例におきまし

ても規定を設けておりません。

6 ページをご覧ください。

次に、第17条ですが、執行部において、改正法で、地方公共団体の長に対し、政令で定める1,000人以上の「個人情報ファイル」を取り扱う場合、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられたため、法施行に合わせて「個人情報ファイル簿」の作成・公表を行うことと合わせ、議会においても、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定するものです。

また、第17条第2項第1号カにおきまして、議長が定める数として、執行部が適用を受ける政令の規定と合わせ、本条例施行規程において、1,000人と規定することを予定しております。

次に、第17条の下の●条ですが、ここには、執行部の規定に合わせ、現行の「杉戸町個人情報保護条例」により運用している「個人情報の保有等の登録」を引き継いで規定することを予定しております。

次に、7ページの第25条ですが、執行部が適用を受ける改正法と合わせ、議会においても開示決定及び開示期限の延長について、「30日以内」として規定しております。

なお、執行部同様、情報公開制度との均衡を図るため、可能な限り「請求を受理した日から起算して15日以内」に開示決定等を行うことを運用上の努力義務とする予定です。

次に、第30条ですが、執行部の規定と合わせ、開示請求の手数料を無料とすることを規定するものです。

また、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用（これらの実費）及び当該費用の減免についても、執行部同様の規定をするものです。

次に、第45条ですが、開示決定等について審査請求があったときの審査会への諮問につきましては、①議会に個人情報保護審査会を置く、②執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問する、③行政不服審査会に諮問することが考えられますが、現行条例を引き継いで、②として、杉戸町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定するものです。

この規定を受け、杉戸町情報公開・個人情報保護審査会条例及び杉戸町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正を予定しています。

8 ページをご覧ください。

次に、第50条ですが、審議会についても、審査会と同様に、現行条例を引き継いで、杉戸町情報公開・個人情報保護審議会に諮問できることを規定するものです。

この規定を受け、杉戸町情報公開・個人情報保護審査会条例及び杉戸町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正し、「杉戸町議会の個人情報の

保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。」を追加する予定です。

9ページをご覧ください。

次に、第51条ですが、執行部同様、現行条例の「運用状況の公表」を引き継いで規定するものです。

次に、第52条ですが、本条例の実施に必要な事項について、議長に委任する規定です。

なお、本条例の制定に合わせ、「杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」を制定する予定です。

次に、第6章ですが、罰則規定を置く改正法が適用される執行部の個人情報に関する取扱いと合わせ、罰則を規定するものです。

なお、普通地方公共団体の条例には、地方自治法第14条の規定により罰則を設けることができることとされていますが、実際に捜査・起訴を行うのは、条例を制定した地方公共団体ではなく、最終的には各地方検察庁になります。そのため実務の運用として、罰則を伴う条例を制定する際には地元の地方検察庁との事前協議が必要とされています。今後、本条例案が概ね確定した時期にさいたま地方検察庁へ協議を予定しています。

10ページをご覧ください。

次に、附則ですが、本条例の施行日を規定するもので、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び町執行部の法施行条例の施行日である令和5年4月1日から本条例を施行することを規定するものです。

なお、罰則の経過措置については、執行部の制定する法施行条例附則において、議会にも適用がある現行条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置を規定し、現行条例の廃止前に行われた違反行為の罰則については、従前の例によることとしています。そのため、本条例附則においては罰則の経過措置について規定を置いておりません。

以上で、杉戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

いままでの条例は、「議会を含めた」条例でしたよね。それが今回の法改正

に伴って、議会は対象外になったと。でも他の行政機関である教育委員会とか選挙管理委員会とか監査委員会とか、そういった行政機関は、含まれたままになると。なぜ議会だけ外したのか。この理由の中では、「国会や裁判所が除外されているから」ということで、たぶん議会を除外したのでは、と思うわけですが、別に一緒にしててもいいんじゃないかなと感じますが、いかがですか。

<議会事務局>

このあたりは、そもそも論で申し上げますと、憲法上、三権分立ということで、立法・行政・司法については、相互に抑制均衡といいますか、独立した形で、それぞれの権力を行使する、ということで、内部規律につきましても、それぞれ、「国会は、国会」「裁判所は、裁判所」「議会は、議会」で独立した形で自分たちの規律を設けましょう、ということで、自律性、とも言われますけど、その観点から、地方議会に対しても同様に、議会における例規を定める場合には自律的に行いましょう、といった観点から議会が外されている、という経緯がございます。

<委員>

ということは、いままでも分けるべきではないかと思うわけですが、そういうことも含めて法整備をしたのかなと思いますので、了解しました。

<委員>

質問なのですが、資料にある「町執行部」とは、具体的にはどちらになるのですか。

<委員>

「総務課」とかそういった各課のことだと思いますよ。

<委員>

2ページの「5 今後のスケジュール」で、パブリックコメントの実施が1月中で、検察庁協議が1月から2月とあり、時期が重なっているように見えますが、罰則に関するパブリックコメントをいただいたものは、2月に検察庁協議する、ということですか。流れが重なっていても問題ないのでしょうか。

<議会事務局>

こちらにつきましては、同時並行的に、1月いっぱいパブリックコメント期間としつつ、検察庁協議も1月から2月にかけて、約2か月間かけて行います。もし、パブリックコメントを受けて、内容を変更する必要が出てきた場合には、検察庁に再協議というか、修正依頼をして協議していただくことを想定しております。

<会長>

他にございませんか。よろしいでしょうか。

ご質疑がないようでしたら、これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、何か付しておきたい意見とかはございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(3) 議会映像配信システムの導入について

<議会事務局の説明>

それでは、資料3をご覧ください。

今回、諮問させていただきました、「議会映像配信システムの導入」につきましては、資料3の冒頭にありますとおり、令和4年度中に予定する議会映像の配信について、映像配信システムを導入し、映像に映り込む傍聴者の映像データを記録、保管及び配信することについて、審議会の意見を伺うものであります。

まず、1ページの1.「議会映像配信及びシステムの概要」です。

議会は町民に対し、議会活動に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たし、町民が議会と町政に関心を持てるように努めることが重要です。近年、インターネット環境の整備が進み、住民ニーズの高まりなどから情報発信の一つの手段として、議会映像配信を導入するものです。

議会映像配信システムは、杉戸町議会において開催される本会議定例会一般質問、その他の会議を録画するためカメラ機器等を設置するとともに、インターネット配信システムを用い、インターネットにより録画配信を行うもので、議会情報を公開する環境を整備し、町民等が開かれた議会の実現を推進するためのシステムとなっています。

本システムの導入により、議会の模様を公開することにより、多くの町民が町の重要施策等の審議に興味を持ち、町民参加のまちづくりを後押しする

ことが期待できます。

2 ページをご覧ください。

続きまして、2. 「諮問事項」ですが、(1) 概要としまして、杉戸町議会において開催される本会議定例会一般質問、その他の会議を録画するためカメラ機器等を設置するとともに、インターネット配信システムを用い、インターネットにより録画配信を行うものです。

さらに、本システムを導入し、運用するに当たっては、傍聴者が映像に映り込むことが考えられることから、議会傍聴者の個人情報をシステム上で取り扱うことの妥当性及び個人情報保護のための対策について、諮問するものです。

次に、(2) 議会映像配信システムで取り扱う個人情報につきましては、傍聴者の映像及び音声データでございます。

続きまして、3. 「設置場所」につきましては、杉戸町役場 本庁舎2階 議場及び議会事務局事務室でございます。

続きまして、4. 「機器仕様」です。

主な機器としまして、(1) デスクトップパソコンを1台設置します。これは、カメラから入力された映像及び既設の会議マイクシステムから入力された音声を取り込み、インターネット配信できるデータへエンコードし、本体へ蓄積するために設置するものです。

また、(4) アンチウイルスソフトをインストールします。

これは、エンコーダーパソコンがインターネットを通して外部からのウイルス攻撃を防ぐためのものです。

また、(5) ハンディーカメラを3台設置します。

これにより、議長席・議員席・執行部席をそれぞれの角度から撮影することを予定しています。

3 ページをご覧ください。

続きまして、5. 「個人情報保護対策」です。

議会映像の配信システムの導入に伴い、議会傍聴者の個人情報をシステムで扱うこととなるため、個人情報を保護するため、次の対策を講じます

- ・傍聴者に対しては、傍聴者の映像及び音声は議会映像の配信により、広く一般に公開されることについて、あらかじめ承諾を得るための措置を講じます。

- ・議場全体の撮影により、傍聴者が映像に映り込むことが考えられますが、撮影にあたっては傍聴者の映り込みが最小限となるように努めます。

続きまして、6. 「議会映像配信システム導入及び実施スケジュール」についてです。

1 1 月中に映像配信機器及び端末の納品を予定し、カメラ設置位置の確認や関係者への周知など、導入に向けた準備を行います。

合わせて、杉戸町議会の録画中継の配信に関する規程を制定します。

その後、1 1 月に開会いたします議会 1 2 月定例会にて試写・仮稼働を行います。

その後、令和 5 年 1 月から 2 月にかけて試写実施後の修正を行い、2 月に開会いたします議会 3 月定例会にて本稼働を開始し、インターネットにより録画配信を行うことを予定しております。

以上で、議会映像配信システムの導入についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

録画配信なので、ライブではないわけですよね。ということは、会議が終わってからの配信になるわけですよね。配信までの期間は、どのくらいの予定なのでしょう。それと、もう一点。録画なので、映像を加工することも可能ではないかと考えますが、加工することも考えているのか。もし加工を考えているのであれば、どう加工するのか、これらを伺いたい。

<議会事務局>

まず、映像の撮影後から配信までの期間ですが、概ね 1 4 日後を想定しております。

また、加工の件ですが、テロップの挿入だけ、例えば、発言者が、〇〇課長、とか、〇〇議員、とか入るだけですね。それ以外につきましては、撮影した映像そのままを配信することを予定しております。

<委員>

質疑ではありませんが、今回の映像配信システムの導入は、開かれた行政を、という観点から良いことで、賛成します。現在、議会傍聴者は、議会傍聴規則がありますが、傍聴人の映り込み及び音声は録画配信されるという条文が無い状態です。今後、傍聴人が映り込むことと音声は録画配信される、という内容を入れた条文、例えば、要綱等を作る必要があります。

また、録画配信された内容と、後日作成された会議録の内容が一致しない場合があると思いますので、録画配信した内容と会議録が必ずしも一致しない旨の条文を入れた要綱等を作る必要があると思います。

<議会事務局>

傍聴人の映り込みの関係ですが、議会中継の実施にあたりましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、「杉戸町議会の録画中継の配信に関する規程」を制定することということで、準備しております。この規程の中で、傍聴人への対応といたしまして、映像として映ってしまうことがある程度やむを得ない部分がありますので、あらかじめ承諾を得るための措置を講じる、という内容の条文を盛り込むことを予定しております。

また、会議録の関係ですけれども、録画中継に関する規程とは別の規程として「杉戸町議会の会議録調整規程」というものを、これをきっかけに新たに設けようと、同時に準備しているところです。その中で、委員ご質問の会議録の修正、これを「修文」と言いますが、修文につきましては、字句だけに限定して修文することができる、という文言を盛り込む準備をしております。ですので、内容は変えることはできない、ということになります。今回、映像配信するというご説明させていただきましたとおり、基本的には撮った映像をそのまま配信してしまうということですので、修文できるものは「字句だけ」という形になります。

<委員>

1 ページ目最後の部分「本システムの導入により、議会の模様を公開すること」とあり、これは私も大賛成なのですが、続く「多くの町民が町の重要施策等の審議に興味を持ち」という部分に疑問符があつて。

今回説明いただいた部分は、あくまでシステムの導入の部分だけなので、これをやった後の、広報であるとか、そういった町民に広く映像を観てもらおう施策も同時にするものだと期待しますが、そういった部分はいかがですか。

<議会事務局>

先ほどのスケジュールに関係するんですけれども、次の1 2月議会で内部的に「試写」を行いまして、3月議会からは、放送をしていきます。それに先立ちまして、広報1月号とか2月号あたりですかね、そこで議会映像配信を導入します、というような内容を掲載する。あるいは、議会として、「議会だより」という広報誌がありますので、そこに記事を掲載して、視聴率といいますか、視聴する方が増えるような取り組みをしていきたいと。また、当

然、町ホームページですとか、そちらにもアップしていきます。

<委員>

対象にしているのは、町民なんですよ。町に居住しているとか、町内に勤めているとか、そういう人が対象者で、そういった人たちに公開していきたいという気持ちであると。

<議会事務局>

まずはそういった方々に、ということですね。

<委員>

本会議の記録は、速記なんですよ。違いますか。委員会も速記ですか。それとも概要記録ですか。

たぶん、本会議は速記で、委員会は概要記録だと思うんですけども。

<議会事務局>

現状としましては、本会議は録音記録から書面に落とし、委員会ですと、場合によっては要点記録になります。特別委員会は、すべて録音記録から文字起こしとなっております。

<委員>

そうすると、録画配信と会議録に、少し差異っていうか、それが出るかもしれないってことですよ。もしかしたら。

<議会事務局>

文字上では、先ほど説明申し上げたとおり、修文ということがございますので、差異が出ることはございます。また、議会におきましても、発言の訂正や取消しなどもございますので、そういった場合は、映像と議事録の間で差異が生じることはやむを得ない、ということでご承知いただきたいと思えます。

<委員>

個人情報保護対策のところをあらためて確認させていただきます。

「あらかじめ承諾を得る」ということですが、具体的な方法は、例えば、単に告知して掲示をするだけであるとか、それとも個人別になんらかのサインをとるなどそういうことまでするのか、その辺の内容を教えてください。

<議会事務局>

現在、傍聴を希望される方には、傍聴人受付票に、住所・氏名を記入していただいております。そこに、一文設けまして、傍聴者の方が映像配信により映ってしまう可能性があります、これを承諾します。といった旨の、チェックボックス欄を設ける予定でございます。

<委員>

つまり、個別に確認・承諾を得るということですね。わかりました。

<会長>

他にご覧いませんか。よろしいでしょうか。

ご質疑がないようでしたら、これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、何か付しておきたい意見とかはございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(4) 保育業務支援システムの導入について

<子育て支援課の説明>

それでは、(4)の保育業務支援システムの導入について、ご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

初めに、「1 導入の目的」でございます。現在、町では3つの町立保育園を運営しており、各園の保育士は朝7時から夜7時の保育園開所時間に合わせ、日々保育にあたっております。一言で保育と申しましても、長時間お子様をお預かりする上では、児童への教育はもちろん、衣・食・住を共にし、その中で保護者対応、指導案の作成、児童の記録を整えるなど、業務は多岐に渡るため、保育士一人ひとりの業務負担は増加傾向にあります。

そのため、今回の保育業務支援システムの導入により、保育士の業務負担の軽減を図り、児童と直接向き合い、教育保育業務に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上を図ることを目的としております。

また、コロナ禍における連絡ツールとして、保育園を利用する保護者の利便性の向上も併せて、図ってまいりたいと考えております。

次に、「2 保育業務支援システムの概要」でございます。保育業務支援シ

システムとは、サイト・アプリ上で保育園、保護者が双方向のコミュニケーションを行うことができるため、保護者との連絡や通知の配布等を省力化し、また、保育園は児童の登降園や出欠状況の一覧を画面上で管理することが可能となります。

その他、指導案・保育日誌等をサイト内で作成、管理する機能を有したシステムとなっております。

次に、「3 諮問事項」でございます。はじめに、「(1) 概要」ですが、導入を予定しております保育業務支援システムは、子育て支援課、各町立保育園に設置されたパソコンのほか、保育園が所有するタブレット端末、保護者が所有するスマートフォンからインターネットに接続し、システム提供者が保有するデータセンターへアクセス、利用する仕組みとなっております。児童の個人情報をシステム上で取り扱うことの必要性があるのか、また、それに対する対策がなされているのかについて諮問させていただくものです。

次に、「(2) 保育業務支援システムの導入機能」でございます。先ほどの「2 保育業務支援システムの概要」で一部ご説明申し上げましたが、導入予定の主な機能は以下のとおりとなります。

- ア 登降園管理 登降園時間の記録
- イ 保護者連絡 欠席・遅刻連絡、通知機能、お便り、行事予定表の配信
- ウ 帳票管理 各種指導案、保育日誌、連絡帳機能
- エ シフト作成
- オ 写真販売 等でございます。

次に、「(3) 保育業務支援システムで取り扱う個人情報」でございます。

先にご説明申し上げました機能を利用するに当たり、児童の氏名、生年月日、学年（クラス）、住所、電話番号、メールアドレス、アレルギー情報、成長・発達の記録等の個人情報の登録が必要となる予定でございます。

次に、「4 導入する保育園」につきましては、記載のとおり町立保育園3園でございます。

次に、「5 個人情報保護対策」でございます。児童の個人情報を保護するに当たり、以下のような対策を講じているシステム提供会社を選定する予定でございます。

はじめに、「(1) 暗号化によるデータ通信」。インターネット上において、個人情報の登録や送受信をする際、SSLを利用します。SSLとは、証明書認証局からウェブサーバー向けに発行されるデジタル証明書的一种であり、ウェブサーバーからの発信データ改ざんの防止やユーザーの入力・送信データの暗号化による内容の保護を可能とするものです。

次に、「(2) IPアドレスの制限」。システム提供者側において、データセ

ンターへ接続できる端末（IPアドレス）をあらかじめ許可することにより、許可を行った端末（IPアドレス）以外の接続を制限するものです。これにより、保育園外からの不正アクセス、職員の個人携帯、パソコンからの利用を防ぎます。

次に、「(3) 第三者機関における評価」。システム提供事業者及びデータセンター管理事業者については、情報セキュリティ、個人情報保護管理等に関して、第三者機関における適合認証、認定を取得している信頼度の高い事業者を選定する予定です。第三者認証、認定については、ISO27001、プライバシーマーク等を想定しております。

次に、「(4) その他」。「ア 日本国内のデータセンターの利用」でございます。2021年の中国で管理されていたLINEデータの個人情報流出報道を受け、自然災害や火災など環境上の脅威の可能性に対して事前対策を講じている日本国内のデータセンターの利用を予定しております。

次に、「イ 1日複数回のデータのバックアップの実施」でございます。

資料記載のとおり、1日複数回のデータのバックアップを行うなど、万が一の事態に備えがあるシステムであることを求めます。

次に、「ウ 職務や役割に応じたアクセス権の設定」でございます。データの項目別に閲覧、編集、非表示などの権限を制限できるシステムを選定する予定でございます。

以上、システム提供事業者の対策に加え、保育園が所有するタブレット端末のセキュリティ対策として、以下「(1) パスコードを設定」するほか、「(2) 端末一元管理ツールを別途契約・活用」し、「ア 紛失、盗難、情報漏洩対策」、「イ 端末制御、端末監視」等の対策を講じる予定でございます。

最後に、「6 システム導入スケジュール（予定）」でございます。令和4年11月にシステム提供事業者を選定し、利用契約を締結します。その後、事業者による保育園への導入説明、保育園による児童情報入力、また、保護者への案内を行う予定でございます。なお、本稼働は、令和5年1月を予定しております。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

1 ページ目の「3 諮問事項 (1) 概要」のところの「保護者が所有するス

スマートフォンからインターネットに接続し」とあるんですけれども、保護者の中には、一時的に使えない状況にあるとか、そういうこともあり得ると思うんですけれども、そういった場合はどのように考えているのですか。

<子育て支援課>

デバイスといたしまして、パソコン等をお持ちの方であれば、そちらで使用する事が可能でございます。それと、まったくインターネットを接続できるようなデバイスをお持ちでない方につきましては、従前のおり、紙または口頭ベースでの連絡などを徹底させていただきます。

<委員>

業者の選定なんですけれども、システムの「利用契約」になるのでしょうか。それとも「業務委託」になるのでしょうか。

<子育て支援課>

「利用契約」というふうに想定してございます。

<委員>

1 ページ目の一番下にあります、(3) の取り扱う個人情報の「成長・発達の記録等」の中に、病気とか障がいなどの情報が入るのか教えてください。

<子育て支援課>

そちらのものについては、利用情報の、重篤な情報になりますので、想定はしてございません。

<委員>

5 の「(2) IPアドレスの制限」で、保育園の端末ですとか、保育士さんの利用しているものであればなんとかなる、と思うんですけれども、保護者の IP アドレスで制御する、というのは現実的ではないと思ひまして、そこは実施されるのでしょうか。それとも対象外ですか。

<子育て支援課>

そちらについては、対象外といたします。

<委員>

つまり、保護者の方たちは、例えば、「今日出席します」とか「今日欠席し

ます」とか、機微ではない情報のやりとりになるのであって、重要な情報へのアクセス権、全体へのアクセス権があるわけでもないし、そこはアクセス権でコントロールするから大丈夫、という感じですかね。

<子育て支援課>

はい。

<委員>

5の「(4) その他」の複数回のバックアップに関して、バックアップデータの保管方法や保管場所についての、業者選定時のルールを設ける想定はありますか。

<子育て支援課>

国内のデータセンターを利用する、というふうにご説明申し上げましたが、こちらのデータセンターでのバックアップ体制につきましても、十二分に確認の上、対応していきたいと考えております。いずれにしましても、「国内」というのが一つの条件でして、先ほども申し上げましたとおり、海外にしているデータセンターの場合は、いろいろ天災または情報漏えいのところについて、非常に懸念がございますので、国内で対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

<委員>

バックアップデータに関しても、国内に留まる場所を選びたいと。

<子育て支援課>

はい。

<委員>

保育園が所有するセキュリティ対策の部分の、情報漏えい対策について、「データの暗号化」や「監査証跡の取得」ということが入ってくるのかお聞きしたい。つまり、先ほどアクセス権の制限に関して、十分対策を講じるという説明をいただきましたが、実際にはアクセス権が破られることや内部の不正アクセスなどによって、例えば、データを盗み見される、とか、改ざんされるということも考えられます。

そこで「データの暗号化」をしておけば、他人にデータの内容をわからなくすることができる、あるいは「監査証跡の取得」をすれば、いつ・どのデ

一々にアクセスし、操作したかなど、ログをとることで人物を特定することができるので、そういったことが条件に入るのかどうか。

<子育て支援課>

そういった対策をしている業者を選定したいと思います。なお、現在有力視している業者につきましては、自治体の2割弱ほど活用しているところで、こういったところであれば、そういう配慮も行き届いているものと思います。

<委員>

実績のあるところでしたら、私も安心であると思います。

<委員>

業者選定にあたっては、何業者該当するのか。また、町に登録している業者を選ぶのか、場合によっては、プロポーザル方式もあり得るのか、そのへんをお聞きします。

<子育て支援課>

基本的には、町の管財契約課に登録されている業者から抽出をかけることが前提かと思います。ただ、利用契約ということで、契約の金額がかなり低い金額で利用できると。これにより随意契約とする予定ですので、そういったところを総合的に踏まえながら業者の方を、候補としては2つ、3つございますけれども、選定してまいりたいと考えているところでございます。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

7 報 告

- (1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 杉戸町個人情報保護条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用について

<事務局の説明>

それでは、報告（１）及び（２）について、一括して報告いたします。

まず、（１）令和３年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況についてでございます。

資料５の１ページをご覧ください。

はじめに、１．情報公開請求・申出の受付処理件数ですが、令和３年度におきましては、合計で２３件ございました。

こちらの２３件の受付処理件数に対し、公文書を全部公開した件数が１１件、内容の一部を非公開とした部分公開件数が１２件、非公開とした件数は０件でございます。

なお、実施機関別の処理件数につきましては、表のとおりでございます。次に、２ページをご覧ください。

２．の保有個人情報開示等請求の受付処理件数ですが、令和３年度については、１１件ございました。

こちらの１１件の受付処理件数に対し、開示とした件数は２件、内容の一部を非開示とした一部開示が７件、不開示とした件数は２件でございます。

続いて、３．不服申立て処理件数ですが、こちらにつきましては、令和３年度においては０件ございました。

続いて、４．個人情報保有等登録票の届出件数です。

こちらの個人情報の保有等の登録については、先ほどの議事において、現行条例を引き継ぎ、法施行条例で運用を継続するとのご説明を申し上げたものです。

令和３年度においては、新規に届出をした件数が９件、届出の廃止をした件数が２件、届出の変更をした件数が１件ございました。

最後に、５．個人情報目的外利用・外部提供届出件数です。

こちらの個人情報の目的外利用・外部提供の届出についても、先ほどの議事において、現行条例を引き継ぎ、法施行細則で運用を継続するとのご説明を申し上げたものです。

令和３年度においては、新規に目的外利用の登録の届出があった件数は２件、外部提供の登録の届出があった件数は１件ございました。

なお、いずれも本人の同意や法令等の定めにより届出があったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

なお、運用状況の詳細につきましては、３ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、（２）杉戸町個人情報保護条例第９条第２項第３号の規定に

基づく目的外利用についてでございます。

資料6をご覧ください。

はじめに、1 杉戸町個人情報保護条例（抜粋）についてです。

ご覧の条例第9条は、保有する個人情報の目的外利用と外部提供に関する規定でございます。

第2項では、各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができるかとされており、今回、第3号の「町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」を適用し、全部で2件の目的外利用をいたしました。

そして、第4項には、「第2項第3号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。」と規定されていることから、審議会に報告させていただくものです。

2ページ（裏面）をご覧ください。

こちらは、条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用一覧でございます。

全部で2件ございましたが、いずれも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化に係る支援事業に関連するものです。

一番左に番号がございますが、208番については、福祉課が住民税非課税世帯等給付金を支給するため、高齢介護課が保有する「相談記録に関する個人情報」を目的外利用したものです。

続きまして、209番についてですが、子育て支援課が未就学児家庭支援特別給付金を支給するため、同課が保有する「乳幼児医療費支給助成金振込依頼の台帳」を目的外利用したものです。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

<事務局>

ただいまの報告内容について、ご質疑のある方はお願いいたします。

<委員>

確認ですけれども、資料6の2ページ目にあった2件が資料5に入っていないのは、令和4年の案件だから、ということでしょうか。

<事務局>

委員おっしゃるとおりでございます。

<事務局>

ほかにごいませんか。よろしいですか。

ご質問がないようでしたら、質疑を終結いたします。